

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I-1-2 保険監督にあたっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、保険監督にあたっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>監督当局及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、保険会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>既報告や資料提出等については、保険会社の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、保険会社の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>I-1-2 保険監督にあたっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、保険監督にあたっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>監督当局及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、<u>保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、</u>効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、保険会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>既報告や資料提出等については、保険会社の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、保険会社の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</p> <p><u>(注) 保険会社や保険募集人の小規模な営業所等（例えば、小規模な郵便局等）に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p>